

建設リサイクル法と 解体工事業の登録の申請マニュアル

建設業法の土木工事業、**建築**工事業、**解体**工事業の許可を有する場合はこの登録は**不要**です。

※令和元年6月1日以降については、それまでとび・土工工事業の建設業許可を受けて、解体工事業を営んでいた建設業者は、この登録または建設業の許可が必要になります。

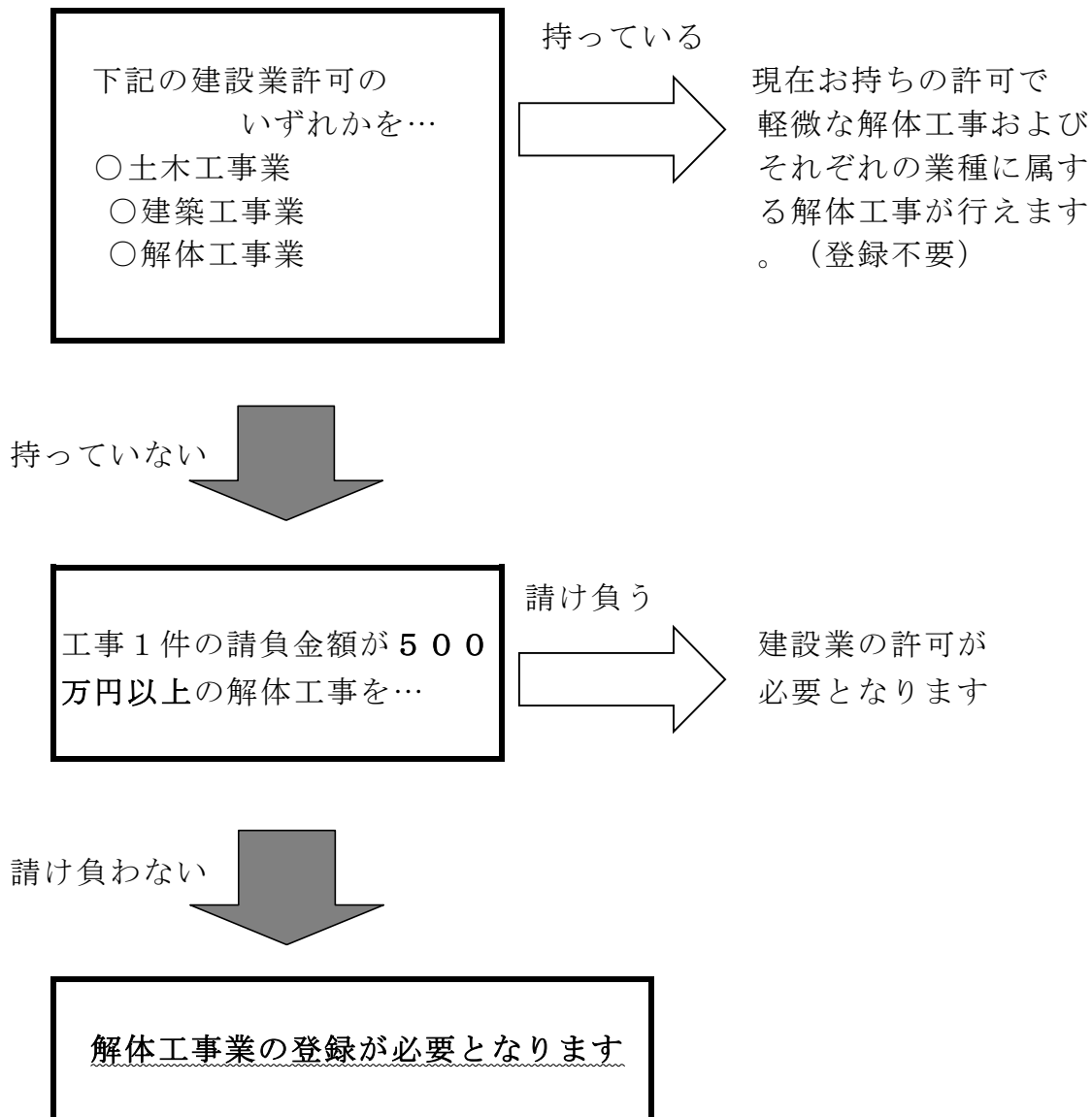
押印を求める手続きの見直しのための国土交通省関係省令の一部を改正する省令により、令和3年1月1日以降の申請については、押印する必要がなくなりました。

詳しくはP.9をご確認ください。

令和7年11月改訂

滋賀県土木交通部監理課

建築物等の解体工事の施工には建設業許可か 解体工事業登録が必要です



※) 令和元年6月1日以降については、それまでとび・土工工事業の建設業許可を受けて、解体工事業を営んでいた建設業者は、この登録または建設業の許可が必要になります。

解体工事業の登録についてのお問い合わせは…
滋賀県土木交通部監理課 建設業係
TEL 077-528-4114

目 次

I 建設リサイクル法について

1	建設リサイクル法の目的	1
2	解体工事等とは	1
3	解体工事業の登録制度	1
4	解体工事業の登録と建設業の許可との関係	2
5	登録を受けるための要件	3
6	登録の有効期間	4
7	解体工事業者が掲げる標識	4
8	解体工事業者が備える帳簿	4
9	登録事項の変更の届出	4
10	解体工事業の廃業の届出	5
11	登録の取消等	5
12	登録の抹消	6
13	罰則	6

II 登録を受けるための手続き

1	登録申請用紙の入手方法	8
2	登録の手数料	8
3	申請書の提出	8
4	登録申請の受理後	9

III 登録申請書と添付書類一覧

	10
--	----

IV 登録事項の変更の届出

	11
--	----

V 登録申請の記入上の注意（記入例）

1	解体工事業登録申請書（様式第1号）	13
2	誓約書（様式第2号）	16
3	実務経験証明書（様式第3号）	18
4	登録申請者の調書（様式第4号）	21
5	解体工事業登録事項変更届出書（様式第6号）	25
6	解体工事業者登録票（標識）（様式第7号）	27
7	帳簿（様式第8号）	29

VI 解体工事業登録申請様式集

	31
--	----

I 建設リサイクル法について

1 建設リサイクル法の目的

建設リサイクル法は、コンクリート、コンクリートおよび鉄からなる建設資材（鉄筋コンクリート等）、アスファルト・コンクリート、木材の4品目を特定建設資材と指定し、これらについて分別解体および再資源化を義務づけた法律です。再生資源を十分に活用するとともに廃棄物の量を減じることによって、資源の有効な活用と廃棄物の適正な処理を確保することを目的としています。

このため、従来建設業の許可が不要であった一件の請負工事金額が500万円未満の軽微な工事を行う者も、解体工事を行う場合には、解体工事業を営むものとして、登録を受けなければなりません。

2 解体工事等とは

建設リサイクル法における主な用語の定義は以下のとおりです。

- (1) 「建設業」とは、建設工事を請け負う営業（その請け負った建設工事を他の者に請け負わせて営むものを含む。）をいう。
- (2) 「解体工事業」とは、建設業のうち建築物等を除却するための解体工事を請け負う営業（その請け負った解体工事業を他の者に請け負わせて営むものを含む。）をいう。
- (3) 「解体工事業者」とは、本法第二十一条第一項の登録を受けて解体工事業を営む者をいう。（解体工事業を営もうとする者は、その業を行おうとする区域を管轄する都道府県知事の登録を受けなければならない。）

3 解体工事業の登録制度

建設業の許可のうち、土木工事業、建築工事業又は解体工事業（注1）の許可を受けた者は、この登録は不要です。

建設業の許可は、一件の金額が500万円以上(建築一式工事は※に掲げる軽微な建設工事に該当しない工事)の建設工事を請け負う場合は必要です。

解体工事業を行う場合は、建設業の許可（土木工事業、建築工事業、解体工事業）を受けるか、解体工事業の登録を受けるかのいずれかが必要です。

解体工事業の登録を受けるためには、技術上の管理をつかさどる技術管理者を選任し、解体工事業を行う区域を管轄する都道府県知事ごとに登録を受けなければなりません。

※①工事1件の請負代金が1,500万円に満たない工事

または、

②延べ面積が150㎡に満たない木造住宅工事

(注 1) 令和元年 6 月 1 日以降については、それまでとび・土工工事業の建設業許可を受けて、解体工事業を営んでいた建設業者は、この登録または建設業の許可が必要になります。

表－1 登録申請書の記載事項

商号・名称または氏名
住所
営業所の名称および所在地
法人である場合、その <u>役員</u> ※の氏名
未成年である場合には、法定代理人（法定代理人が法人である場合には、その商号または名称および住所ならびにその <u>役員</u> ※の氏名）の氏名および住所
選任した技術管理者の氏名

※ここでいう役員とは業務を執行する社員、取締役またはこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む

4 解体工事業の登録と建設業の許可との関係

解体工事は建設工事の一つなので、500万円以上の建築物等の解体工事を請負う場合は建設業の許可を受けなくてはなりません。（解体工事業の登録ではありません）

「解体工事業の登録」

- ① 解体工事業の登録は、解体工事を営もうとする（解体工事を施工する）区域を管轄する都道府県知事に対して申請します。
- ② 解体工事業の登録を受ける際には、営業所の数に関係なく、少なくとも1名の技術管理者を選任しなければなりません。（実際に解体工事の技術上の管理をつかさどる可能性がある者をすべて登録してください。）
- ③ 解体工事業の登録は、登録を受けた都道府県内に限って施工が可能です。

「建設業の許可」

- ① 建設業の許可は、建設工事の施工場所に関係なく、営業所の所在地によって許可行政庁が決まります。
- ② 建設業の許可を受ける際には、営業所ごとに専任の技術者を置く必要があります。
- ③ 建設業の許可は、全国での施工が可能です。

※ 解体工事業の登録を受けた者が、そのあとで建設業の許可を受けた場合はその旨を、登録をうけた都道府県知事に通知しなければなりません。

5 登録を受けるための要件

解体工事業の登録を受けるに当たっては、表－２に示す事項に該当していないことが必要です。また、登録申請書類等に虚偽の記載があったり、重要な事実の記載がなかったりしたときは、登録を受けられません。（法第２４条第１項）

表－２ 登録を受けられない条件（登録を拒否される事由）

１．解体工事業の登録を取り消された日から、２年を経過していない者
２．解体工事業の登録を取り消された法人において、その処分日の前30日以内に <u>役員</u> ※ ^１ であり、かつその処分日から２年を経過していない者
３．解体工事業の業務停止を命ぜられ、その停止期間が経過していない者
４．建設リサイクル法に違反して罰金以上の刑罰を受け、その執行が終わってから２年を経過していない者
５． <u>暴力団員または暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者</u> ※ ^２ （以下暴力団員等）
６．解体工事業者が未成年で、法定代理人（法定代理人が法人である場合には、その商号または名称および住所ならびにその <u>役員</u> ※ ^１ の氏名）を立てている場合、法定代理人が上記１～５のいずれかに該当するとき
７．解体工事業者が法人の場合、その <u>役員</u> ※ ^１ の中に、上記１～５のいずれかに該当する者がいるとき
８．法第31条に規定する者（技術管理者）を選定していない者
９．暴力団員等がその事業活動を支配する者

※１）ここでいう役員とは、業務を執行する社員、取締役またはこれらに準ずる者を行い、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む

※２）ここでいう暴力団員等とは、暴力団による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号に規定する暴力団員をさす

技術管理者とは、解体工事現場における施工の技術上の管理を司る者をいいます。

技術管理者になるためには、解体工事業の実務経験や資格等（要件はP 19参照）を有する必要があります。（省令第7条）

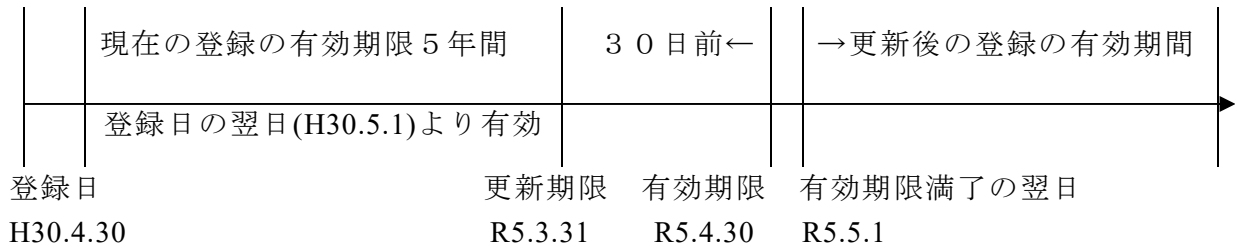
解体工事業の登録後、解体工事を請け負って施工する場合には、技術管理者に解体工事に従事する他の作業員を監督させなければなりません。

6 登録の有効期間

解体工事業の登録の有効期間は**5年**です。5年ごとに登録を更新しないと、登録は失効します。登録を更新するには、現に受けている登録の有効期限が満了する日30日前までに登録の更新の申請をしなければなりません。

登録の更新がされたとき、更新後の登録の有効期間は、現に受けている登録の有効期間の満了日の翌日から起算して5年となります。（満了日からではありません）

< 例 >



たとえば、登録日が平成30年4月30日であった場合の登録の有効期間は、平成30年5月1日から令和5年4月30日までとなり、この登録を更新する場合、令和5年3月31日までに更新の申請を行う必要があります。更新後の登録は令和5年5月1日から令和10年4月30日までが有効期間となります。

7 解体工事業者が掲げる標識

解体工事業者は、営業所および解体工事現場のすべてにおいて、標識（P27・28参照）を見えやすい場所に掲示しなければなりません。
（法第33条・省令第8号第1項）

8 解体工事業者が備える帳簿

解体工事業者は請け負った解体工事について1件ごとに帳簿を作成し（P29・30参照）、これを営業所に備え置かなければなりません。帳簿には、解体工事の請負契約書あるいはその写しを添付する必要があります。（法第34条、省令第9条）

帳簿は、事業年度の最終日に閉鎖し、その後5年間保存しなければなりません。

9 登録事項の変更の届出

解体工事業の登録事項に変更があった場合は、変更があった日から30日以内に、変更の内容を都道府県知事に届け出なければなりません。（法第25条）

登録事項の変更の届出は、変更届出書とともに変更事項に応じた添付書類（P11参照）を提出します。（省令第6条）

10 解体工事業の廃業の届出

解体工事業の登録を受けた後、廃業や廃止をした場合は、その旨を都道府県知事に届け出なければなりません。（法第27条第1項）

表－3 解体工事業が廃業等となる場合とその届出を行う者

個人の解体工事業者が死亡した場合	解体工事業者の相続人
法人の解体工事業者が合併して消滅した場合	消滅した解体工事業者を代表する <u>役員</u> ※
法人の解体工事業者が破産により解散した場合	破産管財人
法人の解体工事業者が合併・破産以外の理由により解散した場合	清算人
登録を受けていた都道府県内で解体工事業を廃止した場合	解体工事業者であった個人 解体工事業者であった法人を代表する <u>役員</u> ※

※ここでいう役員とは業務を執行する社員、取締役またはこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役員又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む

【解体工事業者が死亡した場合】

この場合、相続人が解体工事業の営業を継続して行おうとするときは、相続人は新たに解体工事業者の登録を受けなければなりません。

11 登録の取消等

解体工事業者は、一定の事由に該当した場合は登録を受けている都道府県知事によって、登録が取り消されるか、または6ヶ月以内の期間で事業の一部あるいは全部の停止を命じられることがあります。（法第35条第1項）

表－4 登録の取消し等が行われる場合

不正の手段により、解体工事業者の登録を受けた場合
解体工事業者の登録を取り消された法人にあって、その処分の日から30日以内にその法人の <u>役員</u> ※ ¹ であった者で、処分のあった日から2年を経過していない場合
建設リサイクル法に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行が終わってから、または執行を受けなくなった日から2年を経過していない場合
解体工事業者が未成年の場合の法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その商号または名称および住所ならびにその <u>役員</u> ※の氏名）が、表－2の1～4のいずれかに該当することとなった場合
解体工事業者が法人の場合の <u>役員</u> ※ ¹ が、表－2の1～5のいずれかに該当することとなった場合

暴力団員等※ ² でなくなった日から五年を経過しない者
暴力団員等※ ² がその事業活動を支配する場合
技術管理者を選任していない場合
表－１に示す登録事項の変更を届け出なかった場合、または虚偽の届け出を行った場合

※１）ここでいう役員、法定代理人とは、業務を執行する社員、取締役またはこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む

※２）ここでいう暴力団員等とは、暴力団による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号に規定する暴力団員をさす

12 登録の抹消

解体工事業は、一定の事由に該当し、登録が効力を失うか、登録を取り消されると、登録を受けている都道府県知事によって、登録が抹消されます。（法第２８条）

なお、解体工事業者が、建設業法の土木工事業、建築工事業、解体工事業のいずれかの許可を取得した場合は、知事にその旨を届け出なければなりません。（省令第１条）

表－５ 登録が抹消される場合

都道府県知事によって、解体工事業者の登録が取り消された場合
解体工事業者の登録の更新を行わずに、登録期間の５年を経過した場合
建設業法に定める業種のうち、土木工事業、建築工事業、解体工事業のいずれかの建設業許可を取得した場合
解体工事業者が廃業の届出を行った場合

13 罰則

解体工事業の登録に関し、建設リサイクル法に違反した場合、罰則が科せられます。（法第４８条・第５０条・第５１条・第５３条）

表－６ 解体工事業の登録に関する罰則

1. 登録を受けずに解体工事業を営業した場合	1 年以下の拘禁 刑 または 5 0 万円以下の 罰金
2. 不正の手段によって解体工事業の登録を受けた場合	
3. 不正の手段によって解体工事業の登録を更新した場合	
4. 事業の停止命令に違反して解体工事業を営業した場合	
5. 登録事項の変更の届出をしなかった場合	3 0 万円以下の 罰金
6. 登録事項の変更の際、虚偽の届出をした場合	
7. 取消し等で、解体工事業の登録の効力を失ったとき、施工中の解体工事の発注者（注文者）に、その旨を通知しなかった場合	2 0 万円以下の 罰金
8. 技術管理者を選任しなかった場合	
9. 解体工事業の廃業の届出をしなかった場合	1 0 万円以下の 過料
10. 標識を掲示しなかった場合	
11. 帳簿の不備、記載漏れ、虚偽の記載、または保存しなかった場合	

Ⅱ 登録を受けるための手続き

1 登録申請用紙の入手方法

滋賀県ホームページ（下記 URL または「滋賀県 解体工事業 登録申請書」で検索）に掲載の他、滋賀県庁土木交通部監理課建設業係（県庁新館 5 F）で申請用紙の交付をしております。

滋賀県ホームページ 登録申請用紙掲載ページ
<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/shigotosangyou/kensetsu/103950.html>

2 登録の手数料と納付方法

・新規の場合・・・31,000円

・更新の場合・・・25,000円

登録手数料の納付には滋賀県収入証紙（令和8年3月31日申請分まで）の他、キャッシュレス決済等の方法がございますが申請方法によりご利用いただける納付方法が異なります。各申請方法の欄をご確認ください。

3 申請方法

《書類を、窓口を持ち込みされる場合》

- ・場 所 滋賀県庁土木交通部監理課建設業係
- ・受付日時 月・水・金曜日（休日・閉庁日は除く）
午前9：00～12：00 午後1：00～4：00
- ・提出物 申請書二部（正・副）
- ・納付方法 滋賀県収入証紙／キャッシュレス決済

《書類を郵送される場合》

- ・送付先 〒520-8577 滋賀県大津市京町4-1-1
滋賀県庁監理課建設業係
- ・提出物 申請書二部（正・副）／滋賀県収入証紙
※簡易書留またはレターパックでお送りください。
- ・納付方法 滋賀県収入証紙のみ

《電子申請をされる場合》※令和7年4月1日以降

- ・滋賀県ホームページより申請可 ※詳しくは末尾の案内を参照

4 登録申請の受理後

- ・受理した申請書の内容の審査を経て、副本とともに登録通知書を郵送します。
なお、内容審査には概ね2週間程度要します。
(申請代行者宛への送付には申請者からの委任状が必要です。)

申請書類の押印の見直しについて（令和3年1月より）

押印を求める手続きの見直しのための国土交通省関係省令の一部を改正する省令により、令和3年1月1日付けで、解体工事業登録に関する法定様式につきましては、すべて押印する必要がなくなりました。

これらに伴い、本県を申請（届出）先とする手続きの取扱いは下記のとおりとしますので、ご留意いただきますようお願いいたします。

- ・行政書士による代理申請（届出）を行う際の申請書（届出書）への職印の押印は必要とします。（※行政書士法の規定による。）
- ・押印いただいた様式につきましても対応致しますので、そのまま提出して差し支えありません。

申請および問い合わせ先

〒520-8577 滋賀県大津市京町4-1-1
滋賀県土木交通部監理課建設業係
TEL 077-528-4114

Ⅲ 登録申請書と添付書類一覧

	様式番号	書類の種類	備 考
登録申請書	第 1 号	解体工事業登録申請書	県収入証紙を貼付する。 消印はしない。
添付書類	第 2 号	誓約書	申請者が未成年者の場合、 法定代理人の記入も必要。
	第 3 号	技術管理者の実務経験証明書	従事した解体工事について 1 年につき 1 件以上記入。
		(必要に応じて)技術管理者の合格証明書・卒業証明書・講習修了書(いずれも写し)	添付する書類は P 1 8 参照
	第 4 号	登録申請者の調書 (法人の場合は役員全員分)	法人申請の場合、本人としての法人の調書も必要。
		登録申請者の登記簿謄本および役員全員分の住民票の抄本	登録申請者が法人の場合 (住民票は本籍地記載不要)
		登録申請者の住民票の抄本	登録申請者が個人の場合 (住民票は本籍地記載不要)
		技術管理者の住民票の抄本	住民票は本籍地記載不要

※ 更新申請も、最初の登録を受けたときと同様の手続（書類）が必要となります。

Ⅳ 登録事項の変更の届出

解体工事業の登録の有効期限は5年間です。この間に、登録事項に変更があった場合は、変更があった日から30日以内に、変更の内容を都道府県知事に届け出なければなりません（法第25条第1項。）登録事項の変更の届出は、変更届出書とともに変更する事項に応じた添付書類を提出します（省令第6条。）

変更する登録事項と必要な添付書類

各種変更に共通する様式第6号とは「解体工事業登録事項変更届出書」のことです。

変更の種類	届出書類・添付書類等
① 商号または名称の変更	・様式第6号 ・商業登記簿謄本（法人のみ）
② 営業所の名称・所在地の変更	・様式第6号 ・商業登記簿謄本（法人のみ） ・住民票の抄本（個人事業主のみ） < 登記されていない場合や住民票に変更がない場合 > ・営業所の所有形態を示す書類（賃貸借契約書の写など） ・営業所の写真（内観・外観）
③ 営業所の新設	同上
④ 営業所の廃止	・様式第6号
⑤ 役員の変更 （法人のみ）	・様式第6号 ・様式第2号（誓約書） ・様式第4号（調書） ・商業登記簿謄本（就退任日が記載されているもの） ・役員の住民票の抄本（新しく役員に就任した者の分のみ）
⑥ 個人事業主の氏名の変更	・様式第6号 ・様式第2号（誓約書） ・様式第4号（調書） ・住民票の抄本 ・戸籍抄本の提示
⑦ 技術管理者の変更	・様式第6号 ・技術管理者の住民票の抄本 ・技術管理者の要件を示す書類（下記のうち該当するもの） ・様式第3号（実務経験証明書） ・資格免状（合格証明書・免許証など）の写し ・卒業証明書 ・講習修了書の写し
⑧ 廃業等の場合	・県様式第1号

V 登録申請の記入上の注意（記入例）

表面

解体工事業登録申請書				証紙はり付け欄 (消印してはならない。)	
登録の種類	新規・更新	※登録番号			
		※登録年月日		年 月 日	
この申請書により、解体工事業の登録の申請をします。 令和3年 1月 1日 申請者 株式会社 甲乙解体 代表取締役 琵琶 太郎 滋賀県知事 殿					
フリガナ 商号、名称又は氏名		コウオツカイトイ 株式会社 甲乙解体			
住 所		郵便番号（520－8577） 電話番号（077）528－4114 大津市京町4丁目1番1号			
法人である場合の フリガナ 代表者の氏名		ビワ タロウ 琵琶 太郎			
法人である場合の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれに準ずる者をいい、相談役、顧問及び総株主の議決権の100分の5以上を有する株主又は出資の総額の100分の5以上に相当する出資をしている者（個人であるものに限る。）を含む。）の氏名及び役名等					
フリガナ 氏 名	役名等（常勤・非常勤）		フリガナ 氏 名	役名等（常勤・非常勤）	
ビワ タロウ 琵琶 太郎	代表取締役（常勤）				
ビワ ジロウ 琵琶 次郎	取締役（常勤）				
オウミ ハナコ 近江 花子	取締役（非常勤）				
申請時において既に受けている登録					

法第31条に規定する者（技術管理者）の氏名		大津 一郎	
営業所の名称及び所在地			
フリガナ 名 称		所 在 地 郵便番号 電話番号	
ホ ン シ ャ 本 社		滋賀県大津市京町四丁目1-1 郵便番号（520-8577） 電話番号 077-（528）-4114	
未成年者 である場 合の法定 代理人の 氏名及び 住所	法定代理人が個人 である場 合	フリガナ 氏 名	
		住 所	郵便番号（ ） 電話番号（ ） -
	法定代理人が法人 である場 合	フリガナ 氏 名	
		住 所	郵便番号（ ） 電話番号（ ） -
		役員の氏名	
		役名等（常勤・非常勤）	
他の都道府県知事の登録状況			
登 録 番 号		登 録 番 号	

備 考

- ※印のある欄には、記入しないこと。
- 「新規・更新」については不要なものを消すこと。
- 総株主の議決権の100分の5以上を有する株主又は出資の総額の100分の5以上に相当する出資をしている者については、「役名等」の欄には「株主等」と記載することとする。
- 「営業所の名称及び所在地」の欄には、登録を受けようとする都道府県の営業所だけでなくすべての営業所について記載すること。

1. 解体工事業登録申請書（様式第1号）の記入要領

（表面）

- ① 「登録の種類」の欄では、「新規」の場合は「更新」を消し、「更新」の場合は「新規」を消します。
- ② 「※登録番号」および「※登録年月日」の欄は、行政庁記入欄ですので記入してはいけません。
- ③ 「申請者」の欄では、申請書を提出する年月日と申請者（法人の場合はその代表者）の氏名を記入します。
- ④ 「商号、名称又は氏名」の欄には、法人の場合は法人名、個人の場合は商号及び本人の氏名を記入し、カタカナでふりがなを付けます。
- ⑤ 「住所」の欄には、法人の場合は主たる営業所（本社、本店等）の所在地を記入し、個人の場合は本人の住所を記入します。郵便番号と電話番号も併せて記入します。
- ⑥ 「法人である場合の代表者の氏名」の欄には、法人の代表者の氏名を記入し、カタカナでふりがなを付けます。個人の場合は、この欄の記入は不要です。
- ⑦ 「法人である場合の役員の氏名及び役名」の欄には、該当する方の氏名を記入し、カタカナでふりがなを付けます。個人の場合は、この欄は記入不要です。
- ⑧ 「申請時において既に受けている登録」の欄には、更新申請をする場合に、滋賀県で現に登録を受けている登録番号を記入します。したがって、新規に申請する場合は、記入不要です。また他の都道府県で既に受けている許可番号の記入も不要です。

（裏面）

- ⑨ 「法第31条に規定する者（技術管理者）の氏名」の欄には、現場を担当することになる者すべての氏名を記入し、カタカナでふりがなを付けます。技術管理者が多数になる場合は、別紙に列記しても構いません。
- ⑩ 「営業所の名称及び所在地」の欄には、すべての営業所（滋賀県以外に所在する営業所も含む）について、名称・所在地・郵便番号・電話番号を記入してください。営業所の名称には、カタカナでふりがなを付けます。
- ⑪ 「未成年者である場合の法定代理人の氏名及び住所」の欄には、法定代理人の氏名と住所を記入します。氏名には、カタカナでふりがなを付け、住所には郵便番号と電話番号も併せて記入します。
- ⑫ 「他の都道府県知事の登録状況」の欄には、登録申請時に滋賀県以外で既に解体工事業の登録を受けている場合に、その登録番号を記入します。他の都道府県で登録を受けていない場合は、記入不要です。

誓 約 書

登録申請者及びその役員並びに法定代理人及び法定代理人の役員は、
建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第 2 4 条第 1 項各号に
該当しないものであることを誓約します。

令和 3 年 1 月 1 日

株式会社 甲乙解体
代表取締役 琵琶 太郎
申 請 者

滋賀県 知事 殿

2. 誓約書（様式第2号）の記入要領

- ① 年月日の欄には、申請書を提出する年月日を記入します。
- ② 申請者の欄には、個人の場合は本人の氏名を、法人の場合はその法人名と代表者名を併記します。
- ③ 申請者が解体工事業に関し、成年と同一の能力を有しない未成年者である場合は、申請者の下欄に法定代理人の氏名を記入します。

実 務 経 験 証 明 書

令和3年1月1日

下記の者は、解体工事に関し、下記の通り実務経験を有することに相違ないことを証明します。

株式会社 甲乙解体

証明者 代表取締役 琵琶 太郎

技術管理者 の氏名	大 津 一 郎	生年月日	昭和35年2月29日	使用され た期間	昭和63年 4 月 から 平成13年 4 月 まで
使用者の 商号または 名称	株式会社 甲乙解体				
職 名	実務経験の内容				実務経験年数
工事主任	◎◎邸解体工事（木造建築物の解体） その他10件				平成5年1月から平成5年12月まで
	△△ビル解体工事（SRC構造物解体工事） その他5件				平成6年1月から平成6年12月まで
	□□工場解体工事（鉄骨構造物解体工事） その他6件				平成7年1月から平成7年12月まで
工事係長	○○ビル解体工事（SRC構造物解体工事） その他3件				平成8年1月から平成8年12月まで
	◎◎邸解体工事（木造建築物解体工事） その他6件				平成9年1月から平成9年12月まで
	○△邸解体工事（鉄筋コンクリート造家屋解体工事） その他8件				平成10年1月から平成10年12月まで
工事課長	××工場解体工事（鉄骨構造物解体工事） その他14件				平成11年1月から平成11年12月まで
	○×邸解体工事（木造建築物解体工事） その他10件				平成12年1月から平成12年12月まで
					平成 年 月から平成 年 月まで
					平成 年 月から平成 年 月まで
使用者の証 明を得るこ とができな い場合	その理由				合計 満 8 年 1 月
					証明者と被証 明者との関係

記載要領

- この証明書は、被証明者1人について、証明者別に作成すること。
- 「実務経験の内容」の欄には、従事した主な工事名、解体した建築物等の構造等を具体的に記載すること。

3. 実務経験証明書（様式第3号）の記入要領

- ① 技術管理者となるためには、下表に示す実務経験や資格等を有することが必要になります（省令第7条）。この証明書は、実務経験により下表の基準（技術管理者の要件）を満たす場合（学科卒業の場合および国土交通大臣が実施する講習又は国土交通大臣の登録を受けた講習を受講したことにより要件を満たす場合も含む）に添付します。国家資格等により要件を満たす場合は、添付する必要はありません。

<技術管理者の要件>

(1)実務経験者

実務経験年数	解体工事業登録	
	通常	講習会受講者(注2)
大学・高専で一定の学科(注1)を修めて卒業したもの	2年	1年
高校で一定の学科(注1)を修めて卒業したもの	4年	3年
上記以外	8年	7年

(2)有資格者

資格・試験名	種 別
建設業法による技術検定	一級建設機械施工管理技士
	二級建設機械施工管理技士(「第一種」、「第二種」)
	一級土木施工管理技士
	二級土木施工管理技士(土木)
	一級建築施工管理技士
	二級建築施工管理技士(「建築」、「躯体」)
技術士法による第二次試験	技術士(「建設部門」)
建築士法による建築士	一級建築士
	二級建築士
職業能力開発促進法による技能検定	一級とび・とび工
	二級とび + 解体工事経験1年
	二級とび工 + 解体工事経験1年
国土交通大臣の登録を受けた試験	登録試験合格者(注3)

(注1) 一定の学科とは、土木工学(農業土木、鉱山土木、森林土木、砂防、治山、緑地または造園に関する学科を含む。)、建築学、都市工学、衛生工学、または交通工学に関する学科。

(注2) 講習については、国土交通大臣の登録を受けた登録講習実施機関、(（公社）全国解体工事業団体連合会)が行います。(H28.4 現在)

(注3) 試験については、国土交通大臣の登録を受けた登録試験実施機関(（公社）全国解体工事業団体連合会)が行います。(H28.4 現在)

- ② 「実務経験」とは、解体工事の施工を指揮、監督した経験および実際に解体工事の施工に携わった経験をいいます。単なる雑務や事務の経験は、実務経験とはなりません。
- ③ 「証明者」は、原則として実務経験を証明する期間の使用管理者です。実務経験の期間によって使用者が異なる場合は、使用者ごとに証明書を作成します。使用者の証明が得られないときには、「使用者の証明を得ることができない場合」の欄にその理由を記入し、使用者以外の者（例えば当時の上司）の証明とします。また、個人事業の場合で、使用者（事業主）が被証明者と同一人である場合は、自己証明として構いません。
- ④ 「技術管理者の氏名」「生年月日」の欄には、証明を得ようとする技術管理者の氏名と生年月日を記入します。
- ⑤ 「使用者の商号又は名称」の欄には、証明を得ようとする技術管理者が実務の経験を得たときに使用されていた者の商号または名称を記入します。
- ⑥ 「使用された期間」の欄には、「使用者の商号又は名称」の欄に記載した使用者に雇用されていた期間を記入します。
- ⑦ 「職名」の欄には、「実務経験の内容」に記載した解体工事に関する実務経験を有したときの職名を記入します。具体的には、「工事主任」、「〇〇係長」等とします。
- ⑧ 「実務経験の内容」の欄には、「職名」の欄に記入した職に従事した期間内において、携わった実務の経験を具体的に記入します。実務経験年数は、月単位で計算しますが、この欄には、少なくとも1年につき1件以上の工事名を記入し、その期間の他の工事については、「他〇〇件」と記入します。
- ⑨ 「実務経験年数」の欄には、「職名」の欄に記入した職に従事した期間内において、解体工事に係る経験期間を記入します。これらの期間を合計した年数（計算方法は月単位）を「合計」の欄に記入します。ただし、経験期間が重複するものがある場合は、二重に計算しないでください。
- ⑩ 「使用者の証明を得ることができない場合」とは、「使用者の商号又は名称」の欄に記載された者と、「証明者」の欄に記載された者とが異なる場合を言います。この場合、「その理由」の欄に「会社解散のため」「事業主死亡のため」等の具体的な理由を記入します。
- ⑪ 「証明者と被証明者との関係」の欄には、証明者から見た被証明者（技術管理者）との関係を記入します。具体的には、「社員」、「従業員」等と記入します。

＊法人の場合の「法人の役員」の記入例

登録申請者
{
法人の役員
~~本 人~~
~~法 定 代 理 人~~
~~法定代理人の役員~~
}
 の調書

現住所	郵便番号（520-0807） 大津市松本一丁目2-1 電話番号（077）528-4114		
フリガナ 商号、名称又は氏名	ビ リ ジ ロウ 琵琶次郎	生年月日	昭和45年1月1日
賞 罰	年 月 日	賞罰の内容	
		なし	
上記のとおり相違ありません。 令和3年 1月 1日 氏 名 琵琶次郎			

備 考

1
{
法人の役員
本 人
法定代理人
法定代理人の役員
}
 ついては、不要なものを消すこと。

- 2 総株主の議決権の100分の5以上を有する株主又は出資の総額の100分の5以上に相当する出資をしている者については、「賞罰」の欄への記載を要さない。
- 3 「生年月日」の欄は、登録申請者が法人である場合は記載しないこと。
- 4 「賞罰」の欄には、行政処分等についても、記載すること。

登録申請者
~~法人の役員~~
 本人
~~法定代理人~~
~~法定代理人の役員~~
 の調書

備考

- 22

＊個人の場合の「本人」の記入例

登録申請者
~~法人の役員~~
 本人
~~法定代理人~~
~~法定代理人の役員~~
 の調書

現住所	郵便番号（522-0071）		
	彦根市元町4丁目1番	電話番号（0749）27-2241	
フリガナ 商号、名称又は氏名	ヒコネ タロウ 彦 根 太 郎	生年月日	昭和37年10月22日
賞 罰	年 月 日	賞罰の内容	
		なし	
上記のとおり相違ありません。 令和3年 1月 1日 氏 名 彦根 太郎			

備 考

1
~~法人の役員~~
 本人
~~法定代理人~~
~~法定代理人の役員~~
 については、不要なものを消すこと。

- 2 総株主の議決権の100分の5以上を有する株主又は出資の総額の100分の5以上に相当する出資をしている者については、「賞罰」の欄への記載を要さない。
- 3 「生年月日」の欄は、登録申請者が法人である場合は記載しないこと。
- 4 「賞罰」の欄には、行政処分等についても、記載すること。

4. 登録申請者の調書（様式第4号）の記入要領

- ① 「登録申請者の調書」には、申請者が個人の場合は、申請者本人（法定代理人を含む）の略歴を記入します。申請者が法人の場合は、「法人の役員」の調書のほか、法人としての「本人」の調書を作成します。「法人の役員」の調書は、解体工事業登録申請書の「役員の氏名及び役名」の欄に記載した役員全員について作成します。
- ② 「法人役員、本人、法定代理人」の欄については、登録申請者が法人である場合の本人の場合は、「法人の役員」、「法定代理人」を消し、法人の役員の場合では、「本人」、「法定代理人」を消します。登録申請者が個人である場合には、「法人の役員」、「法定代理人」を消します。法定代理の場合には、「本人」と「法人の役員」を消します。
- ③ 「現住所」、「氏名」、「生年月日」の各欄には、その書面において記載しようとする者について記入します。登録申請者が法人の場合の本人の調書には、生年月日は記入しません。
- ④ 「賞罰」の欄には、解体工事業等に関する行政処分、行政罰、その他賞罰について記入します。該当する賞罰がない場合には、「なし」と記入します。

解体工事業登録事項変更届出書

この届出書により、次のとおり変更の届出をします。

令和3年 2月 1日

届出者 株式会社 甲乙解体
代表取締役 琵琶 太郎

滋賀県 知 事 殿

フリガナ 商号、名称又は氏名	コウオツカイタイ 株 式 会 社 甲 乙 解 体		
住 所	郵便番号（520 - 8577） 電話番号（077）528 - 4114 滋賀県大津市京町四丁目1 - 1		
法人である場合の フリガナ 代表者の氏名	ヒバ タロウ 琵 琶 太 郎		
登録番号	〇〇 - △△△△		
登録年月日	令和3年 1月 1日		
変更に係る事項	変更前	変更後	変更年月日
役員の氏名	琵琶 次郎	琵琶 三郎	令和元年6月20日
技術管理者の氏名	大津 一郎	大津 四郎	令和元年6月20日

5. 解体工事業登録事項変更届出書（様式第6号）の記入要領

- ① 解体工事業者として登録を受けた後、登録申請時の事項に変更があった場合には、変更があったときから30日以内に、「解体工事業登録事項変更届出書」を登録を受けた都道府県に提出しなければなりません。この変更届出書には、別表（P10 参照）のとおり、変更事項に応じた書面を添付しなければなりません。
- ② 「商号、名称又は氏名」、「住所」、「法人である場合の代表者の氏名」、「登録番号」、「登録年月日」の欄には、該当する事項を記入します。
- ③ 「変更に係る事項」の欄には、変更があった事項を記入します。
- ④ 「変更前」および「変更後」の欄には、変更に係る部分を対比させて記入します。
- ⑤ 「変更年月日」には、変更があった実際の日付を記入します。

← 35センチメートル以上 →		↑ 25 センチ メートル 以上 ↓
解 体 工 事 業 者 登 録 票		
商号、名称又は氏 名	株式会社 甲乙解体	
法人である場合 の代表者の氏名	琵琶 太郎	
登録番号	〇〇－△△△△	
登録年月日	令和3年 1 月 14 日	
技術管理者の氏 名	大 津 一 郎	

備 考

技術管理者の氏名は、解体工事の現場に掲げる場合にあつては、当該現場に置かれる技術管理者の氏名とする。

6. 解体工事業者登録票（標識）（様式第7号）の記入要領

- ① 解体工事業者登録票は、標識として解体工事業者の営業所および解体工事現場のすべてに掲げなければなりません。
- ② 解体工事業者登録票は、縦25センチメートル以上、横35センチメートル以上の大きさが必要です。（平成23年12月27日変更）
- ③ 「商号、名称又は氏名」、「住所」、「法人である場合の代表者の氏名」、「登録番号」、「登録年月日」の欄には、該当する事項を記入します。
- ④ 「技術管理者の氏名」の欄には、営業所に掲げる場合には、選任した技術管理者のいずれかの氏名を記入し、解体工事現場に掲げる場合には、実際にその解体工事現場の技術上の管理をつかさどる技術管理者を記入します。

注文者の氏名又は名称	株式会社 分別商事
注文者の住所	郵便番号（〇〇〇－●●●●） 滋賀県大津市京町〇〇－〇〇 電話番号（077）〇〇〇－△△△△
施 工 場 所	滋賀県大津市比叡辻〇〇－〇〇
着工年月日及び竣工年月日	自 令和 3年 1月 20 日 至 令和 3年 2月 20 日
工 事 請 負 金 額	〇, 〇〇〇, 〇〇〇円
当該工事に係る技術管理者の氏名	大 津 一 郎

7. 帳簿（様式第8号）の記入要領

- ① 帳簿は、解体工事業の営業に関する事項を記入する書面で、解体工事1件ごとに整備し、保存しなければなりません。
- ② 「注文者の氏名又は名称」、「注文者の住所」の欄には、当該解体工事を注文（発注）した者の氏名または名称、住所を記入します。
- ③ 「施行場所」の欄には、当該解体工事の施工場所を記入します。
- ④ 「着工年月日及び竣工年月日」の欄には、当該解体工事の着工年月日と竣工年月日を記入します。
- ⑤ 「工事請負代金」の欄には、当該解体工事の最終的な請負金額の値を記入します。
- ⑥ 「当該工事に係る技術管理者の氏名」の欄には、実際に当該解体工事業の技術上の管理をつかさどった技術管理者の氏名を記入します。

VI 解体工事業登録申請様式集

(これより後のページを2部コピーして、
正本・副本としてお使いください。また必ず
片面ずつ印刷いただくようお願いします。)

解体工事業登録申請書

証紙はり付け欄
(消印してはならない。)

32

裏面

法第 3 1 条に規定する者（技術管理者）の氏名				
営業所の名称及び所在地				
フリガナ 名 称		所 在 地 郵便番号 電話番号		
未成年者 である場 合の法定 代理人の 氏名及び 住所	法定代理人が個人 である場 合	フリガナ 氏 名		
		住 所	郵便番号（ — ） 電話番号（ ） —	
	法定代理人が法人 である場 合	フリガナ 氏 名		
		住 所	郵便番号（ — ） 電話番号（ ） —	
		役員の氏名		役名等（常勤・非常勤）
他の都道府県知事の登録状況				
登 録 番 号		登 録 番 号		

備 考

- ※印のある欄には、記入しないこと。
- 「新規・更新」については不要なものを消すこと。
- 総株主の議決権の 100 分の 5 以上を有する株主又は出資の総額の 100 分の 5 以上に相当する出資をしている者については、「役名等」の欄には「株主等」と記載することとする。
- 「営業所の名称及び所在地」の欄には、登録を受けようとする都道府県の営業所だけでなくすべての営業所について記載すること。

誓 約 書

登録申請者及びその役員並びに法定代理人及び法定代理人の役員は、
建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第 2 4 条第 1 項各号に
該当しないものであることを誓約します。

年 月 日

申 請 者

滋賀県 知事 殿

実 務 経 験 証 明 書

年 月 日

下記の者は、解体工事に関し、下記の通り実務経験を有することに相違ないことを証明します。

証明者

技術管理者 の氏名		生年月日		使用され た期間	年 月 から
使用者の 商号または 名称					年 月 まで
職 名	実務経験の内容			実務経験年数	
				年 月 から 年 月まで	
				年 月 から 年 月まで	
				年 月 から 年 月まで	
				年 月 から 年 月まで	
				年 月 から 年 月まで	
				年 月 から 年 月まで	
				年 月 から 年 月まで	
				年 月 から 年 月まで	
				年 月 から 年 月まで	
				年 月 から 年 月まで	
使用者の証 明を得るこ とができな い場合	その理由			合計 満 年 月	
				証明者と被証 明者との関係	

記載要領

- この証明書は、被証明者1人について、証明者別に作成すること。
- 「実務経験の内容」の欄には、従事した主な工事名、解体した建築物等の構造等を具体的に記載すること。

登録申請者

法人の役員
本人
法定代理人
法定代理人の役員

の調書

現住所	郵便番号（ — ）		
	電話番号（ ） -		
フリガナ 商号、名称又は氏名		生年月日	年 月 日
賞 罰	年 月 日	賞罰の内容	
上記のとおり相違ありません。 年 月 日 氏 名			

備 考

1

法人の役員
本人
法定代理人
法定代理人の役員

 ついては、不要なものを消すこと。

- 2 総株主の議決権の100分の5以上を有する株主又は出資の総額の100分の5以上に相当する出資をしている者については、「賞罰」の欄への記載を要さない。
- 3 「生年月日」の欄は、登録申請者が法人である場合は記載しないこと。
- 4 「賞罰」の欄には、行政処分等についても、記載すること。

解体工事業登録事項変更届出書

この届出書により、次のとおり変更の届出をします。

年 月 日

届出者

滋賀県 知 事 殿

フリガナ 商号、名称又は氏名			
住 所	郵便番号（ - ） 電話番号（ ） -		
法人である場合の フリガナ 代表者の氏名			
登録番号			
登録年月日	年 月 日		
変更に係る事項	変更前	変更後	変更年月日

解体工事業廃業等届出書

この届出書により、次のとおり廃業等の届出をします。

年 月 日

届出者

住 所

商号又は名称

代 表 者

滋賀県 知 事

殿

解体工事業者であつた者の氏名又は名称	
登録番号	滋賀県知事（解一 ） 第 号
登録年月日	年 月 日
廃業等の理由	
廃業等の年月日	年 月 日